

業 務 委 託 契 約 書

1. 業 務 名 網走市公共施設（西小学校）除雪業務委託
2. 業 務 場 所 網走市内一円の公共施設
3. 業 務 内 容 別紙「業務仕様書」のとおり
4. 委 託 期 間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
5. 委 託 料 金 ●●● 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額●●●円)
※除雪 1 回あたりの委託料は●●●円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額●●●円)
6. 特 記 事 項 委託料の支払いについては、上記「5. 委託料」の範囲内において、上記「3. 業務内容」の実績に基づき支払うものとする。

網走市（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という。）との間において、上記の公共施設の駐車場等の除雪業務（以下「業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者は、業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

第 2 条 受注者は、発注者の指示及び業務仕様書に従い、除雪に係る業務を実施しなければならない。

（債務譲渡の禁止）

第 3 条 受注者は、この契約によって生じる債務を第三者に譲渡してはならない。

（再委託の禁止）

第 4 条 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委託してはならない。

ただし、業務仕様書の定めによる場合はその限りではない。

（危険負担）

第 5 条 業務の実施に関し、受注者側が損害を受けた場合は、すべて受注者の負担とする。

ただし、発注者の責に帰する理由による場合は、この限りではない。

（損害賠償）

第 6 条 受注者は、その責に帰する理由により、発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 業務の実施に関し、受注者が第三者に故意による損害を与えた場合は、発注者はその責任を負わないものとする。

（契約保証金）

第 7 条 この契約の契約保証金は、免除とする。

（委託料の請求及び支払）

第 8 条 発注者は当該月の業務報告書の提出を受けた日から 10 日以内に検査を行い、検査合格後、受注者から適法な請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

（履行を遅滞した場合の損害金等）

第 9 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、履行期間の業務完了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託料の支払いが遅れた場合は、受注者は、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その業務委託料の額につき年 2.5 パーセントの割合で発注者に対して遅延利息の支払いを請求することができるものとする。

(最低保証)

第10条 当該業務において気象条件等により保証の必要が生じた場合については、上記「5. 委託料」の80%を保証費として支払うこととする。

(設計変更)

第11条 業務内容に著しい変更が生じた場合、又は社会情勢に著しい変動等が生じた場合には、発注者と受注者が協議した上で、設計変更ができるものとする。

(業務の調査等)

第12条 発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、随時に調査し又は必要な報告を求め、若しくは委託業務の処理に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

(業務の報告)

第13条 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、業務の履行状況について発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項に基づく受注者からの報告を受けた後、速やかに検査を行うものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項に違反したとき、又は正当な理由なくこの契約の履行を怠ったとき。
- (2) 契約期間中に業務を継続する見込みがないと、明らかに認められるとき。
- (3) 業務の実施状況が、不誠実と認められるとき。
- (4) 不正な行為があったとき。
- (5) 関係法令及び発注者の条例・規則等に違反したとき。
- (6) 社会通念上で容認されない行為等があったとき。
- (7) 受注者が、契約の解除を申し出たとき。

この場合においては、受注者は2か月前までにその旨を発注者に対して申し出るものとする。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を、賠償金として発注者に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合においては、発注者は受注者の受けた損害を賠償する責を負わないものとする。

(契約の変更)

第15条 発注者は、必要があるときは業務の内容又は契約期間を変更し、若しくは一部を中止することができるものとする。

2 前項の場合においては、発注者は書面によりその旨を受注者に対し、事前に通知するものとする。

(疑義の協議等)

第16条 本契約について定めのない事項、又は契約事項に疑義を生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、その都度定めるものとする。

(合意管轄)

第17条 発注者および受注者は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、網走市を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者と受注者の両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年11月 日

発注者 網走市南5条東1丁目10番地
網走市
網走市長 水谷 洋一

受注者 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●